平成30年労第28号

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社(以下「会社」という。)に雇用され、 B所在の会社C店(以下「事業場」という。)において、薬剤師として就労して いた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日、食事中に首、肩、背中に激痛が走り、両手が動かしにくくなり、同月〇日、D病院に受診し、「頚椎椎間板ヘルニア」(以下「本件疾病」という。)と診断され、その後も業務を続けていたが、同月〇日、右足の太ももから足先までしびれるようになったことから、同月〇日、D病院に再度受診し、「変形性頚椎症、本件疾病」と診断され、休業することになったという。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして休業補償 給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分(以下「本件処分」 という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案 である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査 請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審查資料

(略)

- 第6 理 由
 - 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人は、請求人の作業姿勢が頚部に負担のかかるものであった旨主張し、 平成〇年〇月〇日付け再審査請求に係る自己意見書添付の作業姿勢の再現写真 の中でも、「鑑査時」、「投薬時」、「入力時(座位)キーボードを使用」及 び「入力時(立位)キーボードを使用」の姿勢が特に頚部への負担が大きかっ た旨述べている。

この点、当審査会において、一件記録を精査するも、請求人の作業は、薬局窓口での薬剤の確認や顧客対応としての服薬指導及び入力作業などを行っているものであり、一定程度入力作業を継続することはあったとしても、長時間同一姿勢を強いられるような作業態様とは考えられず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の作業は「上肢等に負担のかかる作業」には該当しないものと判断する。

- (2) 請求人は、処理していた処方箋の枚数が、薬剤師が処理する適切な枚数を超え過重な作業であったと主張しているが、たとえ請求人の担当していた作業量が一般的な薬剤師の作業量をある程度上回るものであったとしても、上記のとおり請求人の作業は「上肢等に負担のかかる作業」には該当しないところであって、本件疾病と業務との因果関係を認めることはできない。この点に関し、請求人は、平成〇年〇月〇日付け「物件提出処分のお願い」において、作業量確認のための資料収集を求めているが、その必要性を認めることはできないことから、請求人の申立てを採用することはできない。
- (3)請求人は、本件疾病は2回発症した旨主張し、本件請求に関して、発症日は 平成〇年〇月〇日ではなく、同月〇日であると述べているが、同月〇日から同

月○日までの間に、本件疾病の発症の原因となるような業務上の特別な出来事があったとの事情も認められないことから、請求人の主張は上記判断を左右するものではない。この点に関し、請求人は、平成○年○月○日付け「鑑定処分の申し立て」において、本件疾病が2回発症したと診断したとするE医師に対し鑑定を行うことを求めているが、その必要性を認めることはできないことから、請求人の申立てを採用することはできない。

(4) なお、請求人は、前かがみの姿勢が負担になった旨主張しているが、請求人が特に頚部への負担が大きかったとする入力作業時等の姿勢をみても、前かがみの姿勢ではあるものの、日常生活上の姿勢と大きく異なるものではなく、無理な姿勢を強いられていたとまではいい難く、請求人の主張は採用することはできず、請求人のその余の主張についても精査したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、 請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。